

第4次加東市男女共同参画プラン（素案）

<第4章のみ抜粋>

令和5年8月

加東市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	2
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画の期間	5
第2章 加東市の男女共同参画に関する現状	6
1. 加東市の男女共同参画の現状	6
2. 市民意識調査からみた加東市の現状	14
3. 第3次加東市男女共同参画プランの取組	27
第3章 計画の基本的な考え方	35
1. 基本理念	35
2. 基本目標	35
3. 施策体系	37
第4章 計画の内容	39
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための基盤づくり	39
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画	47
基本目標Ⅲ お互いを尊重し合い、安心して暮らせる地域づくり	60
基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた体制・連携の強化	74
参考資料	77
1. 関連法案	77
2. 加東市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱	94
3. 加東市男女共同参画プラン策定委員会委員名簿	95
4. 第4次加東市男女共同参画プラン策定経過	96

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための基盤づくり

基本課題1 男女共同参画推進のための意識啓発

1. 現状と課題

男女共同参画社会の実現には、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、すべての人々が個人として尊重され、家庭や職場、地域、学校等のあらゆる分野に参画していくことが重要です。本市が平成20年度、25年度、29年度、令和5年度に実施した意識調査（以下「意識調査」という。）では、固定的な性別役割分担意識に賛成する人は減少傾向にありますが、今後も個人の生活や働き方の障壁となっている慣行やしきたりの中に残る固定的な性別役割分担意識などの無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）を解消し、互いにその人権を尊重し、個性と能力が十分に発揮できるよう、男女共同参画社会への理解を促すための教育や広報・啓発活動を継続して推進することが大切です。そのため、家庭や職場、地域、学校等のあらゆる場面で男女共同参画が実現するよう、市の広報やホームページ等の活用、セミナー等の学習機会等を通じて、男女共同参画や関連する法制度等の周知・啓発を図ります。また、子どもから高齢者まで、すべての市民が男女共同参画の理解を深められるよう、わかりやすく親しみやすい広報を推進します。

指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2028年度)
男女の地位が平等であると考える市民の割合		
固定的な性別役割分担意識を持たない市民の割合		
男女共同参画に係る自主活動グループ数		
「女性のための相談」事業相談件数		

※市の他の計画に基づく指標は、それぞれの計画に基づく目標年度における数値を記載しています。

2. 行政の取組 – 施策の基本的方向と内容 –

(1) 男女共同参画社会に向けた広報・意識啓発

人々の生き方、働き方に様々な影響を与えている社会通念、慣行等の見直しが行われるよう、男女共同参画に向けた広報・啓発活動を促進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	男女共同参画の意識啓発活動の推進	○男女共同参画セミナーをはじめ、人権啓発講演会や市民人権講座等での啓発や、人権啓発情報誌への記事掲載等、多様な機会・媒体を通じて、男女共同参画に関する啓発を行います。	人権協働課
	多様な媒体を通じた男女共同参画の広報及び意識啓発活動の推進	○人権啓発情報誌「夢きらめいて」への男女共同参画の記事を掲載するほか、HPや街頭啓発活動など多様な機会を捉えて啓発します。	人権協働課
		○男女共同参画に関する広報啓発記事・番組を制作し、加東ケーブルビジョンでの放送及び広報かとうに掲載します。	秘書広報課
	②男女共同参画の視点に立った刊行物等の表現の配慮	○男女共同参画の視点からの表現ガイドラインを更新します。	人権協働課

(2) 男女共同参画に関する法制度の周知

男女共同参画社会の実現に向けて、国は様々な法制度を整備しています。男女共同参画社会の実現を社会全体の目標として共有するため、男女共同参画に関する法制度の周知を推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	男女共同参画に関する法制度の周知	○男女共同参画セミナーをはじめ、人権啓発講演会や市民人権講座等での啓発や、人権啓発情報紙への記事掲載等、多様な機会・媒体を通じて、男女共同参画に関する啓発を行います。	人権協働課

(3) 男女共同参画に関する学習機会と提供の支援

男女共同参画を理解し、社会通念や慣行、固定的な性別役割分担意識の見直しが進むように学習機会を充実します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	男女共同参画に向けた学習機会の充実	○男女共同参画セミナーを実施します。	人権協働課
		○各図書館で毎月行っている、所蔵資料展示のテーマの一つに「男女共同参画」を加え、年1回以上、資料展示（児童書も含む）を実施します。	中央図書館
		○社会通念・慣行上の性別役割分担意識を見直すため、年齢・性別を問わず募集する様々な講座を年数回開催します。	生涯学習課

(4) 幼少期からの男女共同参画に関する理解促進

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見は、長い時間をかけて人々の意識に形成されていきます。そのため、幼児期から男女共同参画の視点を身に着け、実践していけるように、子どもの発達段階に応じた内容の広報・啓発活動を推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	幼少期からの男女共同参画に関する啓発	○幼児期人権教育事業(親子セミナー)等の機会を捉え、幼児や保護者を対象とした分かりやすい資料配布等の啓発活動を行います。	人権協働課
		○市内保育所・認定こども園等で、親子を対象とした幼児期人権教育親子セミナーを開催します。	こども教育課

(5) 市職員及び事業所に対する研修の充実

男女共同参画の視点に立った行政と市民による協働のまちづくりを推進していくために、市職員が率先して男女共同参画の理解を深めます。また、あらゆる施策の策定や実施にあたって、人権尊重と男女共同参画の視点を取り入れるように、研修機会の充実を図ります。事業所等に対しても、男女共同参画の理解が深まるよう、研修の充実を働きかけます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	行政等における男女共同参画に関する研修の充実	○全職員を対象とした男女共同参画の研修を実施します。	人権協働課 人事課
	②事業者等における男女共同参画の研修の充実	○加東市企業人権教育協議会と連携し、研修会を実施します。	人権協働課

基本課題2 家庭や地域、保育・教育の場での教育の充実

1. 現状と課題

保護者等の言動や学校・地域社会の慣習などが子どもたちに与える影響は大きく、子どもたちは周囲の大人のふるまいや会話から人との関わり方や社会の仕組み等、様々なことを学びます。子どもたちが幼い頃から男女共同参画意識を身につけるために、保護者や地域の人々、教職員等との関わりの中で、性別に関わらず、一人ひとりの個性と能力を認め、主体的な生き方ができるよう、あらゆる学習の場でジェンダー平等の意識づくりを推進します。

また、ジェンダー平等の意識づくりには子どもと日常的に接する大人が積極的に男女共同参画を実践していくことも重要です。しかし、本市の意識調査では、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てる」という考え方に賛成する人が依然として多く、家庭の役割分担も女性に偏る傾向がみられます。そのため、家庭や学校、地域等において、子どもと接する大人の固定的な性別役割分担意識を解消し、子どもたちが一人ひとりの個性と能力を認め、尊重する姿勢を持ちながら、あらゆる場面において性別による制限を受けることなく、個性と能力を発揮し行動できる主体性を育てていく必要があります。

2. 行政の取組 – 施策の基本的方向と内容 –

(1) 男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進

幼児期からの男女共同参画の視点に立った教育・保育を推進し、子どもたちだれもが、お互いの人権と個性を尊重し、自分も他社も大切にする男女平等、男女共同参画の考え方を形成できるように教育内容の充実を図ります。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	①男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	○教育活動全体を通して、自分も他者も大切に男女平等、男女共同参画の考え方を形成します。また、特別活動や家庭科教育については、男女の役割分担意識にとらわれず活動し、お互いの良さを出し合い、協力しながら活動します。	学校教育課
	②男女共同参画の視点に立った幼児教育・保育の推進	○保育士、保育教諭が「絶対人権感覚」の理論及び幼児期の発達段階児についての理論を学ぶ指導者養成セミナーを開催します。	こども教育課

(2) 教育・福祉・医療関係等の研修の充実

教育関係者の生き方や、男女共同参画に対する考え方は、子どもに大きな影響を与えます。授業や行事での男女共同参画の意識の定着とその実践のために、研修会を行う等、研修の充実を図ります。青少年教育活動の指導者等の社会教育に携わる人に対しても、様々な機会を活用し、男女共同参画の意識啓発に努めます。さらに、子どもと接する機会が多い福祉・医療関係者に対しても、男女平等・男女共同参画の視点に立った対応ができるように、意識啓発に努めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	教職員等に対する男女共同参画・人権教育の推進	○一人一人が持てる能力を十分に発揮し、自分の能力や希望にあった生き方・働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	学校教育課
	②青少年活動の指導者等に対する男女共同参画の推進	○役員会等において、男女共同参画の学習機会や研修の充実を図ります。	生涯学習課
		○加東市青少年補導委員・PTA等を対象としたネットモラル研修を開催します。	青少年センター
	③福祉・医療関係者に対する男女共同参画の推進	○保育、保健、教育の母子保健関係者が集まり、母子保健に関する情報交換を実施します。	健康課

(3) 男女共同参画の視点に立った子育ての推進

大人に固定的な性別役割分担意識がある場合、それが子どもに影響し、偏見を生み出す一因となります。大人が、子どもに期待する役割や将来像に性別による偏りがないかを見直し、一人ひとりの子どもの個性と能力を伸ばすために、男女共同参画の視点に立って大人が子どもと接することができるように、意識啓発や学習機会の提供に努めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
		○生涯学習課やこども教育課、学校教育課と連携して、保護者世代を対象とした講演会や男性対象の家事講座を実施します。	人権協働課 生涯学習課
	①保護者への男女共同参画の啓発	○男女共同参画の視点に立ち、子どもの個性を大切にしながら育児や教育が行われるように、保護者等への啓発や研修、学習機会への充実に努めます。	学校教育課
	②固定的な性別役割分担意識にとらわれないキャリア教育の推進	○キャリア教育を推進するため、各学校においてキャリアノートを活用します。	学校教育課

(4) 家庭生活における男女共同参画の推進

家庭生活は、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに家族がお互いを尊重し、ともに協力し合うことが大切です。家族が家事、子育て、介護等の責任を共に担い、お互いに協力できるように、固定的な性別役割分担意識の見直しを促します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	家庭生活における男女共同参画に向けた意識啓発と学習機会の提供	○生涯学習課やこども教育課、学校教育課と連携し、保護者世代を対象とした講演会を実施します。	人権協働課 生涯学習課 こども教育課 学校教育課

基本課題3 相談・情報提供の充実

1. 現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、男女共同参画の視点から身近な困りごとを解決していくことが必要となります。例えば意識調査では、男女共に「セクシュアル・ハラスメントの被害にあった経験がある」と回答しており、女性では約14%の人が「被害にあった経験がある」と回答しています。セクシュアル・ハラスメントの背景には、性別に対する偏見や差別意識が影響していることもあることから、セクシュアル・ハラスメントの発生防止に向けて男女共同参画に関する情報提供や意識啓発に取り組むとともに、十分な相談支援に取り組む必要があります。そのほか、市のホームページや広報誌などを通じて男女共同参画に関する情報を提供し、啓発や意識改革の機会を創出することで、性別による差別のない、あらゆる人々が活躍できる男女共同参画社会の実現に取り組みます。

2. 行政の取組 – 施策の基本的方向と内容 –

(1) 各種相談窓口の周知

男女共同参画の視点に立って市民の様々な悩みごとや困りごとに対応できるように、相談体制の充実に取り組みます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	①各種相談体制の充実と窓口の周知	○各福祉センターにおいて相談所を開設します。また、市と連携し同時に総合相談を開設します。	社会福祉協議会
		○外部から専門の相談員を招へいし、「女性のための相談」を月2回実施するとともに、相談窓口を周知する。	福祉総務課

(2) 男女共同参画に関する情報提供の充実

男女共同参画に関する催しや活動、図書等の情報を広く市民に周知します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	男女共同参画に関する情報提供の充実	○人権啓発情報紙や市ホームページ等により男女共同参画に関する行事等の広報や図書貸出等の情報提供を行います。 ○街頭啓発活動や人権啓発講演会等の場を利用して啓発します。	人権協働課

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画

基本課題1 施策・方針決定過程への女性の参画 【重要課題】

1. 現状と課題

固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、政策・方針決定過程においてあらゆる人々が共に参画することは、女性のキャリア形成における可能性を広げるだけでなく、子育てや介護、地域活動等の男女共同参画が進み、あらゆる人々が暮らしやすい社会の実現につながります。

近年は、男女の雇用に関する法律・制度の整備が進んだことや、男女共同参画の理念が理解されてきたことにより、各種審議会等委員への女性の登用割合が向上しつつありますが、依然として組織・団体等における意思決定の場への女性の登用は少ない状況にあり、諸外国からは大きく差を広げられています。

本市では、女性活躍の場の拡大についてこれまでに企業・民間団体等へのポジティブ・アクション（積極的改善措置）の啓発をはじめ、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を推進してきました。しかし、本市の審議会等委員に占める女性比率は、2023（令和5）年時点で25.0%と目標値である30.0%に達していないことから、あらゆる場面における市民の男女共同参画意識を高め、女性の活躍を推進していくために、引き続き政策・方針決定の場への女性の積極的な登用を促進します。また、女性が様々な活動に意欲を持って参画していけるよう、女性リーダー育成のための取組を推進します。

指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2028年度)
審議会、委員会における女性委員の割合		
氏の一般行政職の管理職に占める女性職員の割合		
女性のための就労支援セミナー受講者数		
女性、夫婦の認定農業者数		
自主防災組織の防災訓練への女性の参加率		

※市の他の計画に基づく指標は、それぞれの計画に基づく目標年度における数値を記載しています。

2. 行政の取組 – 施策の基本的方向と内容 –

(1) 審議会等の委員への女性登用の促進

審議会、委員会等の委員への女性の積極的な登用を図り、政策・方針決定過程への女性の参画を進めます。また、市の女性職員の管理職への登用や人材育成を進めるとともに、地域の事業所等へ働きかけます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	②市の女性職員の管理職への登用の促進	○スキルアップのための各種研修への積極的な受講を促すとともに、係長への早期昇任制度を周知・活用することで、女性職員の管理職への登用を促進します。	人事課
	③事業所に対する女性管理職の登用に向けての啓発	○加東市商工業かわら版 LINE 等や商工会の情報紙等を活用し、男女共同参画について啓発するほか、女性管理職の登用に関する情報提供により女性管理職の登用を促進します。	人権協働課
		○関係機関から情報収集に努め、それらを事業所へ情報提供することで女性のキャリア形成や登用・定着などを啓発します。	商工観光課

(2) 女性リーダーの育成とネットワークづくり

市内の各分野で活動する女性の情報を収集し、女性リーダーとして意欲を持って活躍していただけの人材育成に努めます。また、市内で活動する女性や、市民団体等が互いに交流し、共に活動する機会を設けるなど、ネットワークづくりを推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	女性の人材育成と支援	○男女共同参画セミナーを通じて人材育成を行います。 ○人材の情報収集やネットワークづくりを支援します。 ○政治分野における男女共同参画について啓発します。	人権協働課
		○主催事業に係る事務を行います。 ○女性相互の教養を高め、親睦を図るために活動を行う、連合婦人会の事務局として、講演会やセミナーなどへの参加に係る事務を行います。	生涯学習課

基本課題 2 男性の家庭・地域活動への参画の促進

1. 現状と課題

わが国においては、家事・育児・介護等の家庭生活や、自治体・PTAをはじめとする地域活動等は女性の役割として期待されてきました。そのことは家庭生活や地域活動以外の場における女性の活躍を阻むとともに、男性に対しては、仕事中心の生活を期待することによって、男性の家庭生活や地域活動への参画を困難にしてきました。しかし、男女共同参画社会形成のためには、男性もより一層家庭・地域活動へ参画できるよう、長時間労働の見直しや子育て・介護への参画などを男性の視点からも捉えることで、性別に関わりなく家事・育児・介護等の役割を担い、職場・家庭・地域とあらゆる場面において、誰もが参画できる環境を整える必要があります。また、女性の社会進出とともに、女性の晩婚化及び高齢出産が増加傾向にあり、その結果、家庭によっては子育てが終わらないタイミングで親の介護が始まるダブルケア^{※1}の状況に直面もするケースも増えていることから、性別に関わらない家庭環境や地域活動への参画がより一層必要とされています。

2022（令和4）年4月には育児・介護休業法が改正され、育児休業を取得しやすいよう、雇用環境の整備や個別の周知および意向確認の措置の義務化、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和され、2022（令和4）年10月には男性の育児休業取得推進にむけて子の出生後8週間以内に4週間までの育児休業取得や分割取得が可能になりましたが、男性を中心とした長時間労働を前提とした従来の働き方が未だ根強く、依然として家事や育児、介護の負担が女性に偏っている現状があります。

今までは育児や介護休暇を取得するのは「女性」という暗黙の認識がありましたが、これからは「男性」も女性同様に休暇を取得し、育児や介護に参加していくことが重視されることから、男性の働き方を見直し、男女共同参画社会の実現に向けて女性の活躍が進むよう、男性の家庭・地域活動への参画の促進を図ります。

※1 ダブルケア

晩婚化と出産年齢の高齢化により、育児と介護に同時に携わる際の負担等の問題

2. 行政の取組 – 施策の基本的方向と内容 –

(1) 男性の子育て・介護への参画推進【重点課題】

男性の家事や子育て、地域活動等への参画を推進するために、男性の働き方や家庭の参画等について意識啓発に取り組みます。また、男性を対象とした料理教室や子育て・介護教室等の口座を開設いたします。その際には、働いている男性に配慮した日時を設定するほか、子育て中でも気軽に参加できるように託児を実施すること等、より多くの男性が参加できるよう工夫します。また、市内の事業所に対し、労働者一人ひとりがライフスタイルや希望に応じた柔軟な働き方ができるよう、働き方の見直しを啓発します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
		○育児・介護休業制度に関する情報収集に努め、事業所に情報提供することで、男性の子育て・介護への参画を促進します。	人権協働課
	①男性の子育て・介護への参画促進	○関係機関から、男性の仕事と育児・介護の両立に関する情報を情報収集に努め、それらを事業所へ情報提供することで育児及び介護を担う男性に対する理解の周知・啓発します。	商工観光課
	男性向けの家事講座の開催	○男女共同参画セミナーにおいて、男性対象の料理教室や家事講座等を実施します。	人権協働課

(2) 男性の子育て・介護休業の取得推進

子育てや介護を担う男性の休暇または休業の取得が進むよう、労働者への子育て・介護休業制度の周知や、事業主への両立支援等助成金制度の周知等に取り組みます。また、子育てや介護等で休暇・休業を取得した経験のある男性のエピソードを紹介するなど、男性が休暇・休業の取得を前向きにとらえられるよう情報提供の充実を図ります。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
		○育児・介護休業制度に関する情報収集に努め、事業所へ情報提供することで子育てや介護を担う男性に対する理解を促進します。	人権協働課
	男性の育児・介護休暇、休業の取得促進のための啓発	○関係機関から男性の仕事と育児・介護の両立に関する情報収集に努め、それらを事業所へ情報提供することで育児及び介護を担う男性に対する理解を周知・啓発します。	商工観光課

(3) 子育てや介護を担う男性への理解促進

男性が仕事と育児・介護の両立を可能にするためには、職場の理解と配慮が必要です。事業所への研修を実施するなど、育児・介護を担う男性が働きやすい環境づくりを進めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
		○柔軟な働き方に関する情報収集に努め、加東市商工業かわら版 LINE 等や商工会の情報紙等を活用して啓発します。	人権協働課
	事業所に対する働き方の見直しに関する啓発	○関係機関から育児・介護休業制度に関する情報収集に努め、それらを事業所へ情報提供することで男性の育児・介護休業制度の取得を促進します。	商工観光課

基本課題3 雇用分野、農業・自営業等の分野における男女共同参画

1. 現状と課題

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものでもあります。就業を希望する人が性別や年齢、障害の有無等に関わりなく、その能力を十分に発揮することができる社会づくりは、職場における多様な人材の活用をめざす「ダイバーシティ^{※1}」の推進にもつながります。特に、女性の就業促進は少子高齢化が進むわが国において、経済社会の持続可能な発展や企業の活性化に重要な役割を持っており、職場の多様性を高めるとともに、女性の活躍を推進していく上で重視されています。

そのため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に向けて、職場での男女間格差の是正や、就業支援、両立支援制度の利用促進による就労継続支援に取り組み、就労を希望する女性が意欲を持って働ける環境を整えます。また、自営業者においては適切な労働時間や休日の確保等の労働条件が整備されるよう、家族従事者として働く女性の労働内容を適正に評価することで、経済的な地位の確立に取り組みます。

このように、男女が対等な立場で互いに協力しながら働くことで経営や仕事での女性の地位を明確にし、その役割が適正に評価され、男女共同参画が進むよう啓発します。

2. 行政の取組 – 施策の基本的方向と内容 –

(1) 均等な雇用機会と待遇の確保

事業所に対して、雇用の場における固定的な性別役割分担意識の解消や男性中心の職場慣行の是正、男性を含めた働き方の見直しにより、制度上だけでなく、実質的な男女平等の機会と待遇の確保、多様な働き方ができる環境づくりを進めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	①均等な雇用の場の確立に向けた啓発	○職場における男女平等に関する法制度等の情報収集に努め、加東市商工業かわら版 LINE 等や商工会の情報紙等を活用して啓発し、男女の均等な雇用の確立を推進します。	人権協働課
		○関係機関から男女平等の機会と待遇の確保に関する情報収集に努め、それらを事業所へ情報提供することで男女の均等な雇用の場の確立を啓発します。	商工観光課
	職場での心身の健康管理と母性保護の充実のための啓発	○加東市商工業かわら版 LINE 等や商工会の情報紙等を活用して、心身の健康や母性保護について啓発します。	人権協働課
		○関係機関から多様な働き方に関する情報収集に努め、それらを事業所へ情報提供することで心身の健康管理と母性保護が充実した職場づくりを啓発します。	商工観光課

※1 ダイバーシティ

日本語にすると「多様性」の意味を持つ。人種・性別・宗教・価値観などさまざまに異なる属性を持った人々が、組織や集団において共存している状態。

(2) 就労・企業を望む女性に対する支援の充実

就労の希望のある女性が性別を理由とする不利益を被ることなく意欲を持って働き、能力を發揮して活躍することができるよう、就労支援や就労継続支援に取り組みます。また、起業に意欲的な女性に対する積極的な起業支援を行います。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
		○女性の職業能力開発のための施策を市が実施することで、女性労働者の能力が十分發揮される環境づくりを支援します。	人権協働課
	女性の能力開発への支援の充実	○加東市商工会による創業塾及び北播磨広域定住自立圏創業セミナーを開催します。 ○県・関係団体の主催する能力開発セミナーの情報を案内します。	商工観光課
		○女性の再就職や起業のための男女共同参画セミナーを実施します。	人権協働課
	女性の再就職・起業支援の充実	○就労に関する相談窓口である加東市就労支援室を設置します。 ○加東市商工会による創業塾を開催します。	商工観光課

(3) 農業・商工業・自営業における男女共同参画の推進

農業・商工業・自営業種における男女共同参画の意識啓発を進め、経営や方針決定過程への女性の参画を促進し、性別や年齢に関係なく能力を發揮できる環境を整えます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	①経営・方針決定過程への女性の参画促進	○農業委員・農地利用最適化推進委員会への女性の参画を推進します。	委員会事務局

(4) ダイバーシティの推進

職場において性別、年齢、障害の有無、国籍等に関わらず、就労意欲のあるあらゆる人が活躍できるように、ダイバーシティの啓発を推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	ダイバーシティの推進のための啓発	○加東市商工業かわら版 LINE 等や商工会の情報紙等を活用し、ダイバーシティについて啓発します。	人権協働課

(5) 事業主行動計画の策定の推進

「女性活躍推進法」に基づく、民間企業等を対象とした「一般事業主行動計画」の策定が進むよう啓発します。また、市においては策定している「特定事業主行動計画」の取組を推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	事業主行動計画の策定推進のための啓発	○加東市商工業かわら版 LINE 等や商工会の情報紙等を活用し、一般事業主行動計画について啓発します。	人権協働課

基本課題4 地域生活における男女共同参画の推進

1. 現状と課題

地域活動における男女共同参画を進め、多様な人が地域で活躍し、誰もが暮らしやすい地域社会の実現に取り組むことで、男女が共に地域社会の発展を支える対等な一員としてあらゆる地域活動に参画できる、持続可能な地域社会をめざします。

また、普段の地域活動の中だけでなく、近い将来に発生が予想される大規模災害のような非常時における防災対策や防犯対策においても、男女共同参画の視点をもって取り組むなど、男性が中心となって進めてきた地域活動を見直し、性別に関わらずあらゆる人が地域生活に参加できる環境の整備と取組を推進します。

2. 行政の取組 – 施策の基本的方向と内容 –

(1) 地域社会における男女共同参画の推進

誰もが暮らしやすい活力のある地域社会をめざして、すべての人々が地域社会の発展を支える一員として、あらゆる地域活動に参画できる機会をつくります。また、皆が共に参画する地域づくりの推進には、性別、年齢、障害の有無等を問わず、一人ひとりが地域の一員として主体的に参加できる基盤を築くことが重要です。住民同士が地域について十分に話し合い、共通理解のもとで活動を進めていくよう啓発するとともに、女性の積極的な参画と登用を促します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	①地域活動における方針決定過程への女性の参画促進	○人権啓発情報誌等を通じて、女性が自治会へ参加しやすい環境づくりを啓発し、地区役員への女性の登用を促します。	人権協働課
		○各種団体や当事者グループの主体性に配慮したサポートを行います。	社会福祉協議会
		○社会体育事業において、地域への指導者である社会体育推進委員への男女の参画機会の増加を図る。	生涯学習課
	②地域活動への参画機会の充実	○子育て中の親子が気軽に集え、地域に根ざした居場所づくりの形成に取り組みます。	社会福祉協議会
		○社会体育事業において、地域への指導者である社会体育推進委員への男女の参画機会の増加を図ります。	生涯学習課

(2) 防災・防犯における女性の参画促進

男女共同参画の視点を踏まえ、防災対策・防犯活動支援を検討するとともに、自治会等の地域コミュニティにおいても、固定的な性別役割分担意識にとらわれない活動を推進できるよう、女性の積極的な参画を促します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	①防災活動における女性の積極的な参画及び人材育成	○住民の隣保協働の精神に基づく自発的な自主防災組織の防災訓練において女性参加率が高まるよう啓発を行います。	防災課
	③防犯組織・見守り隊等への参画促進と活動支援	○防犯協会への女性の加入を促します。 ○推薦母体の団体に女性参画の呼びかけを行い、見守り隊活動を推進します。	防災課 青少年センター

(3) ボランティア活動や地域活動への参加促進

ボランティア活動や地域活動への参加を促し、一人ひとりが個性や能力を発揮して、互いに助け合い支え合う地域づくりを推進します。その際には、役割や意思決定が特定の性別や年齢に偏ることがないように、男女共同参画の視点から、あらゆる人々との協働を促します。また、市民の自主的な学習グループの育成や活動の支援、ネットワークづくりにより、地域で男女共同参画を進めるリーダーを養成します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
		○男女共同参画の視点を持ち、性別にとらわれずに活躍する地域における男女共同参画リーダーを育成し、市との協働を進めます。	人権協働課
	①ボランティア活動や地域活動への参加促進	○各事業を介してボランティア活動を活性化させ、ボランティアの普及啓発に努める。住民の居場所の一つとしてボランティア活動を位置付け、人と人を結ぶことを目標にコーディネートに努めます。	社会福祉協議会
	②自主活動グループの育成・支援	○男女共同参画セミナー等の実施を通じて、自主活動グループを育成し、活動支援を行います。	人権協働課

基本課題5 ワーク・ライフ・バランスの推進

1. 現状と課題

少子高齢化が進行する現代においては、地域や社会において男女ともに活躍することが求められており、人々の意識においても共働きや女性のキャリアの継続が望まれていることから、ワーク・ライフ・バランスがとれた働き方の推進が必要不可欠となっています。

年齢や性別に関わりなく、すべての人々が健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、ライフステージに応じて自らの希望するバランスで仕事や家庭生活、地域生活、自己啓発など様々な活動を行うことのできる社会で、自分らしく生活することができるよう、多様な働き方を可能にする環境づくりを推進するため、引き続き、働き方の見直しや保育や介護サービスの充実等に取り組みます。

2. 行政の取組 – 施策の基本的方向と内容 –

(1) ワーク・ライフ・バランスの啓発

固定的な性別役割分担意識によって「男性は仕事」「女性は家庭」と役割を決めてしまわずに、仕事、家庭生活、地域活動、自己啓発等、様々な活動を自ら希望するバランスで選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を進めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	ワーク・ライフ・バランスの啓発	○人権啓発情報紙や市ホームページ、加東市商工業かわら版 LINE 等や商工会の情報紙等の様々な媒体を活用し、ワーク・ライフ・バランスについて啓発します。	人権協働課
		○関係機関からワーク・ライフ・バランスに関する収集に努め、それらを事業所へ情報提供することでワーク・ライフ・バランスの意識を促進します。	商工観光課

(2) 多様な働き方を可能にする環境整備

仕事と家庭生活、地域活動等の両立をめざし、働き方を見直して、ワーク・ライフ・バランスの希望や子育て・介護等の状況に応じた働き方ができるよう、意識啓発や環境づくりを進めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	①多様な働き方の啓発	○人権啓発情報紙や市ホームページ、加東市商工業かわら版 LINE 等や商工会の情報紙等の様々な媒体を活用して、多様な働き方について啓発します。	人権協働課
		○関係機関から多様な働き方に関する情報収集に努め、それらを事業所へ情報提供することで多様な働き方ができる環境づくりを推進します。	商工観光課
	②育児・介護休業制度の普及	○人権啓発情報紙や市ホームページ、加東市商工業かわら版 LINE や商工会の情報紙等の様々な媒体を活用して、育児・介護休業制度について啓発します。	人権協働課
		○関係機関から育児休業及び介護休業制度に関する情報収集に努め、それらを事業所へ情報提供することでこれらの制度の普及を啓発します。	商工観光課
	③保育環境・介護環境の充実	○保育所、認定こども園、アフタースクール等で児童を預かることで、仕事と子育ての両立を支援します。	こども教育課
		○介護の相談窓口の開設時間の延長を設定することにより、相談体制の充実を図ります。	高齢介護課
		○地域生活支援事業を利用する障害者等を対象に利用者の状況に応じた制度を支援します。	社会福祉課

基本目標Ⅲ お互いを尊重し合い、安心して暮らせる地域づくり

基本課題 1 すべての市民の生涯にわたる健康支援

1. 現状と課題

男女が互いの心身の特性を十分に理解し、互いに尊重し合うことは、男女共同参画社会形成の前提と言えます。身体の構造の違いから男女それぞれの健康課題がありますが、これらは労働の場における仕事の業績・処理能力や昇進・昇格への意欲などにも影響を与えます。そのため、

「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の理解促進を図り、生涯にわたる健康課題についての理解促進と健康づくりの支援が必要です。特に女性は思春期、出産期、更年期、老年期等、人生の各段階に応じて様々な健康面の変化やリスクを有するため、長期的、継続的かつ総合的な視点に立って、健康の増進を支援していく必要があります。

また、子どもの頃からこころと体に関する正しい知識を身に付けることにより、男女が共に心身の健康維持に努め、自分らしく多様な生き方を実現することができるよう、地域ぐるみで生涯を通じた健康づくりへの支援に取り組みます。

指標		現状値 (2023年度)	目標値 (2028年度)
ゆったりとした気分で 子供と過ごせる時間がある母親の割合			
女性のがん検診受診率	乳がん検診		
	子宮頸がん検診		
配偶者暴力相談支援センターへの新規相談者数			
家庭児童相談室における相談件数			
小地域福祉活動実施地区数			

※市の他の計画に基づく指標は、それぞれの計画に基づく目標年度における数値を記載しています。

2. 行政の取組 – 施策の基本的方向と内容 –

(1) 生涯を通じた心身の健康づくりの推進

人々の年齢に応じた健康管理やこころと体の健康づくりを支援し、健康を脅かす問題への取組を推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	こころと体の健康づくりの推進	○特定健診、胸部検診、胃がん検診、大腸がん検診、肝炎ウイルス検診、前立腺がん検診、骨粗鬆症検診、歯周病検診、物忘れ診断のタッチパネル等を総合健診として実施します。	健康課
		○国民健康保険被保険者に対し、集団健康診査、個別健康診査、人間ドック受診費用助成を行います。	保険医療課

(2) 思春期における保健衛生の推進

子どもの発達段階に応じてこころと体の健康に関する正しい知識を習得し、自らの生と性に対する自尊心を高め、自分も他者も大切にする意識を育てます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	②思春期における保健衛生の推進	○高等学校からの依頼により、「保健師の仕事」をテーマに妊娠、出産、育児や健康づくりについての講義を行います。	健康課
		○小学校体育科（保健）、中学校保健体育科での学習を中心に、学校教育活動全体を通じて発達段階に応じた指導を行います。	学校教育課

(3) 生涯を通じた女性の健康支援

「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の視点に立った啓発を推進します。また、思春期、妊娠・出産期、子育て期、青壮年期、更年期、老年期という人生の各段階に応じて、女性が主体的に健康の保持・増進を図ることができるよう支援します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	①妊娠・出産期における女性の健康支援	○毎週火・金曜日を母子健康手帳交付日とし、妊娠届出をした妊婦へ母子健康手帳の交付を行います。	健康課
	②年齢に応じた女性の健康づくりの推進	○子宮頸がん検診と乳がん検診を実施します。	健康課
	③「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の普及啓発	○高等学校からの依頼により、「保健師の仕事」をテーマに妊娠、出産、育児や健康づくりについての講義を行います。	健康課

基本課題2 あらゆる暴力の根絶

1. 現状と課題

身近な人から受ける暴力（DV（ドメスティック・バイオレンス）^{※1}）は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。DV被害者の多くは女性であり、配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害の増加は社会問題にもなっています。その背景には性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差等があるといわれており、男女共同参画社会を形成するうえで解決しなければならない重大な課題となっています。また、DVの目撃は子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与える児童虐待となる行為でもあるため、被害者の子どもへの支援も含めた的確な対応が求められています。

さらに、被害者が子どもや高齢者、障害者、外国人等の場合には、複合的に困難な状況に置かれている可能性があり、よりきめ細かな支援が必要となるほか、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）^{※2}等、インターネット上のコミュニケーションツールの広がりに伴ったSNSを利用した暴力等が発生していることから、多様な暴力への対応策の整備が急務となっています。

こうした状況を踏まえ、あらゆる暴力の防止と根絶のために一人ひとりが互いの人権と尊厳に対する意識を高められるよう啓発し、子どもから大人まですべての市民が一体となって、あらゆる暴力を許さない環境を整えます。また、警察や被害者支援団体等と連携することで被害者の保護と自立に向けた相談支援体制の充実を図ります。

※1 DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力を示す。

※2 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスを示す。

2. 行政の取組 – 施策の基本的方向と内容 –

(1) 暴力の防止と根絶に向けた意識啓発の推進

すべての市民の人権意識を高めるとともに、女性に対するあらゆる暴力が、女性の基本的人権を侵害する重大な問題であるという認識を深めることにより、どのような暴力も許さない環境づくりを進めます。また、被害を受けた際に相談窓口や相談方法を周知するとともに、プライバシーに配慮した相談体制の充実を図るほか、リベンジポルノやストーカー行為等、多様化・悪質化する暴力の防止についての啓発を推進し、被害の未然防止に努めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	①人権尊重についての意識啓発の促進	○被害者にも加害者にもならず、交際相手と互いの人権を尊重する関係を築くことができるよう、市内中学生を対象に、デートDV防止授業を実施します。	福祉総務課
	②多様化する暴力の防止に関する啓発	○人権啓発情報紙等を活用した啓発や、人権啓発講演会等のあらゆる機会を捉えて、様々な人権課題について啓発するとともに、相談窓口を周知します。	人権協働課
		○各小・中・義務教育学校におけるネットモラル研修の実施や教職員・PTA・補導委員等を対象としたネットモラル研修において最新の情報を提供します。	青少年センター

(2) あらゆるハラスメント防止対策の推進

事業所等に対してセクシュアル・ハラスメントをはじめとする女性に対するハラスメントの防止対策に、より一層取り組むよう働きかけ、研修の充実を進めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	①市役所等、公的機関におけるハラスメント防止対策の推進	○職員に対するヒアリングや研修等、意識化・振返りの機会を提供することにより、ハラスメントの防止に繋がります。	人事課
		○各校管理職に働きかけて、教職員研修の充実を図り、教職員の意識啓発と環境の整備に努めます。	学校教育課
	事業所におけるハラスメント防止対策の推進	○加東市商工業かわら版 LINE や商工会の情報紙等を活用し、あらゆるハラスメントについて啓発するほか、加東市企業人権教育協議会による研修を促します。	人権協働課

(3) 虐待防止対策の推進

あらゆる暴力の根絶と防止に向けて、児童、高齢者及び障害者に対する虐待防止対策を推進します。虐待を早期に発見し、適正な支援を行えるよう関係機関との連携を強化します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
		○子育て支援プラン検討会を毎月 1 回開催し、支援を必要とする母子について、検討を行います。	健康課
	①児童虐待防止対策の推進	○関係機関と定期的な情報交換を行い、適切な支援を行う。また、要保護児童対策地域協議会関係会議にて多機関と連携が図れるよう調整を行います。	福祉総務課
	②高齢者虐待防止対策の推進	○高齢者虐待の防止から個別支援にいたる各段階において関係機関・団体と連携協力し、虐待のおそれのある高齢者や養護者・家族に対する多面的な支援を行います。	高齢介護課
	③障害者虐待防止対策の推進	○虐待疑い等の相談や通報があった場合、速やかに障害者の安全確認と事実確認を実施します。また、状況に応じて関係機関と連携し障害者の保護、養護者への相談、指導及び助言等、虐待解消に向けた支援を行います。 ○障害者虐待防止や早期発見のための周知を行います。	社会福祉課

基本課題3 安心して子育てができる環境の整備・充実

1. 現状と課題

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、子育てをしながら男女共にライフスタイルを柔軟に選択し、やりがいや責任を持って仕事に取り組むためには充実した子育て支援が必要不可欠です。また、女性の活躍を推進する観点からは、子育てをしながら就労を希望する女性が仕事と子育てを両立しながら働き続けられる環境の整備が求められています。

しかし、核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化により、子育てに関して身近な人からの助言や協力を得にくくなっており、子育てに不安や困難を抱えたまま地域から孤立してしまう場合があります。そのため、すべての子育て家庭が地域で安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産・子育てにわたり、切れ目のない支援体制を構築する必要があります。

本市は国や県に比べて子育て世代の女性の就業率が高いため、子育てと仕事を両立できる環境整備の推進が必要不可欠です。引き続き子育てにおける男女共同参画への意識を醸成するとともに、誰もが安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会の形成に向け、それぞれの就労形態やライフスタイルの多様化に対応した子育て支援サービスの提供体制の確保に努めます。また、子育ての不安を軽減し、すべての子育て家庭が安心して子育てができるように相談体制の充実を図ります。

2. 行政の取組 – 施策の基本的方向と内容 –

(1) 地域ぐるみで子育てに参画できる環境の整備・充実

子どもたちが、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、多様な生き方への理解を深めるためには、身近な大人が、家庭生活や子どもへの関わりにおいて、男女共同参画を实践することが大切です。家庭と地域が連携し、保護者をはじめ、子育てに関わるすべての人たちの学習を進め、家族が皆で子育てをする意識や地域で子どもを育む意識を高めるとともに、子育てグループの育成や支援を推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	①家庭・地域での子育て意識の醸成	○児童館等で、子育てに関する講座や親子・多世代等が交流できるイベント等を開催します。	こども教育課
		○保健師・栄養士の講話、沐浴指導、夫の妊婦体験等を行います。	健康課
	②子育てに関する講座の充実	○児童館等で、子育てセミナーや兵庫教育大学と連携した講座を開催します。	こども教育課
		○保健師・栄養士の講話、沐浴指導、夫の妊婦体験等を行います	健康課
	③子育てグループの育成・支援	○子育て中の親子が気軽に集え、地域に根ざした居場所づくりの形成に取り組みます。子育て世代が情報を得やすいようにSNS等の活用を検討します。	社会福祉協議会
		○子どもとその保護者が、年齢ごとに集まり、遊びや学び、交流を深めるための子育てサークル活動の場を提供します。また、子育てサークル活動が将来にわたって継続して活動できるよう支援します。	こども教育課

(2) 多様なニーズに対応した子育て支援の充実

家族形態や就労形態等により、子育てが特定の性に偏ってしまうことがあります。過度の負担を感じることなく子育ての喜びや楽しみを感じられるよう、保育ニーズに的確に対応したサービスを提供するとともに、関係機関の連携を強化して相談体制の充実を図ります。また、ひとり親家庭の自立支援に取り組み、安心して子育てができる環境を整えます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	①多様なニーズに対応した保育サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ○一時預かり、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業等の保育サービスを提供します。 ○家庭の事情等で突発的に子育て支援を受けたい方のために、新たな一時預かりサービスを検討します。 	こども教育課
	②子育てに関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市内4か所で地域子育て支援拠点事業を実施し、親子の交流機会の提供や相談、情報提供を行います。 ○市内2か所で利用者支援事業を実施し、施設や支援事業を適切に利用できるようサポートします。 	こども教育課
		<ul style="list-style-type: none"> ○医師による発達相談、臨床心理士による心理相談や発達検査、言語聴覚士による言語相談、理学療法士、作業療法士による運動相談を実施します。 	発達サポートセンター
		<ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭支援員等が家庭に関する様々な悩みの相談に応じ、解決方法を一緒に考えます。 	福祉総務課
	③ひとり親家庭が安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○母子家庭等自立支援教育訓練給付金や母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給を通じ、ひとり親家庭への経済的支援と自立支援の充実を図ります。 	福祉総務課

基本課題4 すべての人が安心して暮らせる環境の整備・充実

1. 現状と課題

誰もが安心して暮らしていくためには、日々の生活の中で不安を抱えることなく、すべての人が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ豊かで活力ある社会を作る必要があります。しかし、高齢者や障害者、非正規雇用労働者、ひとり親など、生活上の困難に陥りやすい人々の生活は不安定な状況に置かれやすいため、生活基盤の確立や不安定な状況に置かれている人々の実情に応じたきめ細かな支援を行うことにより、すべての人が安心して暮らせる環境整備を推進していくことが求められています。

また、多様な性^{※1}や性的マイノリティ^{※2}の人権に対する知識と理解を深めるとともに、ヤングケアラーやひきこもりなど、複合的な課題や性別による課題を抱えた人を取り残さないよう、支援を充実させる必要があります。

誰もが安心して本市で暮らし、性別や年齢、障害の有無等に関わらず、一人ひとりが有する個性や能力を十分に発揮して喜びや責任を分かち合いながら共に社会に参画していけるよう、人権啓発や福祉施策の充実に取り組みます。

※1 多様な性

生物学的な要素で判断された「身体的な性」だけでなく、「こころの性」、「好きになる性」、「表現する性」の4つの要素からなるグラデーションで表される。性のあり方は多様性であるということ。

※2 性的マイノリティ

性的指向（好きになる性）が異性愛のみでない者又は性自認（こころの性）が出生時の性別と一致しない者をいう。「セクシュアルマイノリティ」「LGBT」と呼ばれることもある。

2. 行政の取組 – 施策の基本的方向と内容 –

(1) 高齢者・障害者等の保健福祉の充実

高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、男女共同参画の視点から健康づくりや介護予防を充実させるとともに、地域で暮らす人が共に助け合い、支え合う福祉のまちづくりに取り組みます。また、介護の負担が特定の性別に偏ることを防ぐために、地域包括システムの推進により、身近な地域で安心して介護を支える体制の充実を図るほか、両立支援制度について啓発し、家族の皆が介護を担うことができる環境を整えます。また、男性介護者が孤立せず安心して介護を担えるように、相談体制の充実を図ります。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
		○各地区の公民館等で、血圧測定等の健康チェックや個別健康相談、健康講話や料理教室を実施します。	健康課
	①健康づくりと介護予防施策の推進	○まちかど体操教室の新規設置・既存グループの継続のため、リハビリ専門職等と連携協力し、体操やフレイル予防の集団指導と必要時個別相談等支援を行います。	高齢介護課
		○各地区を単位に、①基本活動②つどい型福祉活動③たすけあい活動をきっかけとして、人と人との関係づくりを促進します。	社会福祉協議会
	②共に支え合う地域づくりの推進	○新たに民生児童委員になられた方に対し、気になる高齢者の把握や見守りを依頼するとともに、福祉カードを活用し、民生児童委員との連携を図ります。 ○老人クラブの活動についての相談に対応します。	高齢介護課
		○茶話会形式で、個々人の思いが気兼ねなく話せる会を定期的に開催します。	社会福祉協議会
	④安心して介護できる環境の整備	○介護負担の軽減が図れるようひとり外出見守り・SOSネットワーク事業、お出かけ安心GPS事業等の介護者支援事業を展開します。	高齢介護課
		○手すりの取付け、段差の解消、引き戸等への扉の取り替えなど、重度心身障害者等が居宅生活において生活しや	社会福祉課

		<p>すくするための改修費を助成します。</p>	
	<p>⑤介護に関する相談体制の充実</p>	<p>○障害者等の介護に関する問題など介護者からの相談に専門的知識や経験を有する職員が応じ、幅広く対応するため必要に応じて関係機関と連携し支援します。</p>	<p>社会福祉課</p>

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	⑤介護に関する相談体制の充実	○生活や介護に関する本人・家族・関係機関などの相談、権利擁護に関する相談、認知症ケアについての相談を訪問、来所、電話により対応します。	高齢介護課

(2) 複合的に困難な状況に置かれている女性への支援

性的マイノリティであること、障害があること、外国人であること、部落差別の問題等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合について必要な支援に取り組みます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	多様性を踏まえた人権教育や啓発による理解促進	○人権啓発情報紙等の活用や人権啓発講演会等のあらゆる機会を捉えて、様々な人権課題について啓発を行います。 ○困難な状況にある人に対して、関係機関が連携して支援します。	人権協働課
	②外国人に対する支援の充実	○人権啓発情報誌等の活用や人権啓発講演会等のあらゆる機会を捉えて、外国人の人権について啓発を行います。	人権協働課

(3) 性の多様性に対する理解の促進

社会的な性別である「ジェンダー」について学ぶとともに、性の多様性について理解を深め、誰もが性的指向やジェンダーアイデンティティ等によって差別や偏見を受けることがないよう、広報・啓発活動を推進します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	性の多様性に関する啓発	○人権啓発情報紙を活用した啓発や人権啓発講演会等のあらゆる機会を捉えて、ジェンダーや性の多様性について啓発を行います。	人権協働課

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた体制・連携の強化

基本課題 1 男女共同参画推進に向けた体制・連携の強化

1. 現状と課題

男女共同参画の推進にかかる施策は多岐にわたるため、各課が様々な事業を行う際に男女共同参画の視点を取り入れることができるよう施策を総合的に展開し、協力体制を確立することで加東市役所の組織全体の問題として取り組みます。また、すべての市職員が男女共同参画を正しく理解し、施策の推進を行うことが重要であるため、市職員のさらなる意識づくりを行うとともに、男女共同参画に関する施策の推進にあたり、国・県・近隣市町等との連携を図り、より有効で実効性の高い施策を総合的に実行できる体制を整えます。

さらに、市が一事業者として男女共同参画に向けた取組を率先して行うことで、地元企業や地域・団体のモデルとなるよう、施策を適切に評価する体制を確立し、内容を充実させていく必要があります。

2. 行政の取組 - 施策の基本的方向と内容 -

(1) 庁内推進体制の確立

全庁的に男女共同参画の取組を進めるため、庁内推進体制を整備し庁内関係部署との連携を図ります。また、男女共同参画の推進のために様々な情報収集・発信、各種相談、活動の支援を行う男女共同参画センターの設置を検討します。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	①庁内連携体制の強化	○庁内における横断的な連絡調整を行う	人権協働課
	②市職員の意識づくりの推進	○人事課と連携し、全職員を対象とした男女共同参画の研修を実施します。	人権協働課 人事課
	③男女共同参画の積極的な推進	○子の出生等が見込まれる男性職員に対して、プライバシーに配慮しつつ育児休業等を取得しやすい働きかけを行い、休暇取得の促進を図ります。	人事課

(2) 国・県等関係機関との連携の推進

国・県や関係機関、近隣市町との連携を図りながら推進することはもとより、必要に応じて国・県等に対して男女共同参画社会の形成に向けた支援施策の拡充を働きかけます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	国・県等関係機関との連携	○近隣市町との連携や情報収集に努め ことにより、施策、事業を有効かつ実 効性の高いものにします。	人権協働課

(3) 進捗状況の調査

毎年、本計画に基づく施策の実施状況や数値目標に対する達成状況を点検して、計画の進捗管理を行います。また、加東市男女共同参画市民会議へ進捗状況を報告し、評価及び提言を受け、当計画の実効性を高めます。

施策コード	具体的施策	内容	担当課
	加東市男女共同参画市民会議による評価	○市民や学識経験者で構成される加東市男女共同参画市民会議において、プランの推進について意見を聴取し、必要に応じて、施策や事業の見直し等の協議・検討を行います。	人権協働課